

東北芸術工科大学 ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書

点検日：令和4年8月24日

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	—
1-2 教育と研究の目的	○	—

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	—
2-2 理事	○	—
2-3 監事	△	(3)、(5)
2-4 評議員会	○	—
2-5 評議員	○	—

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	—
3-2 教授会	○	—

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	—
4-2 教職員等に対して	○	—
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	—

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

<適合状況についての解説>

2-3 (3) 監事監査基準
令和3年度の点検時において、「監事監査規程」の整備は今後の課題となっておりました。これを受け、「学校法人東北芸術工科大学監事監査規程（案）」を令和4年8月24日開催の令和4年度第4回常任理事会において審議の結果、原案のとおり承認されております。当規程（案）は、令和5年3月開催予定の令和4年度第2回理事会にて正式決定され、令和5年4月1日付けで施行となる予定です。

2-3 (5) 常勤監事の設置
現在、監事については非常勤監事3人体制となっていることから、「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」第2条の2の規定に基づき、常勤（常任）監事の人材確保に努めて参ります。